

江別市自治基本条例検討に関する意見・要望

第1 江別市自治基本条例検討委員会の検討への意見と期待

1 意見への対応に感謝し配慮に期待

意見・要望を聴いていただけることに感謝します。

意見・要望は文書提出とともに委員会の場での配布と要旨陳述を希望します。

江別市自治基本条例検討委員会要綱第6条の規定を適用し、意見が議事録に記載され、公開対象になるよう措置されること期待します。

さらに、今後の検討の推移を見て再度意見をお聴きいただけるようご配慮ください。

2 「市民代表」に期待

これまで4回の検討委員会を傍聴してきましたが、学識経験者以外の市民公募と機関・団体から就任の「市民代表」と言える委員の質疑、意見、提言は希薄でありませんか。特に、「議会」「総合計画」「財政」「行政評価」「行政手続」のような市民の重大関心事で市民生活に大きな影響を及ぼす事項について「市民代表」がほとんどか全く発言していない状態は適切でしょうか。

検討参加に意欲を持っていながら参加機会を得られなかった多くの市民がいることを承知されるとともに検討結果が市民に理解され、支持されるために「市民代表」の委員の質疑、意見の重要性を認識され、今後の検討では積極的に活動されること期待します。

3 パブリックコメントの実施を期待

行政改革基本方針の制定、一般廃棄物処理基本計画の中間見直し、介護保険事業計画の策定などで答申、意見提出の前にパブリックコメントが実施され、検討への市民の関心が高まり、市民の思いと市行政の考え方が示されたことで市民の理解と参加に一定の前進があったことが認められます。

江別市自治基本条例の検討においても見直しの必要の可否を含め、意見確定、市長への報告に先立ち市民の意向を確認することが望ましいのではないのでしょうか。パブリックコメントの実施をお勧めし、期待いたします。

第2 検討項目に対する意見と要望

以下の検討事項について意見・要望があります。

1 情勢と環境の変化に即した「前文」の再検討

江別市は有史以来初の人口減少に直面し、少子高齢化がさらに進んでおり、コンパクトシティの希求や新たに定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において人口減少下での持続可能なまちづくりを目指すことにしていますが、「前文」は情勢や環境の変化を認識せず、問題意識が欠如した四半世紀前の「市民憲章」焼き直しの「前文」が、持続可能な江別市めざすこれからの自治基本条例の展開にふさわしいとは

言えません。時代の変化に対応した「前文」の改正を再度検討すべきです。

2 「協働」の実態を踏まえた協働のあり方を考える

江別市自治基本条例第2条第2項(5)の「協働」の理念は実行において形骸化しています。協働を掲げる市民活動の大半が「協働」を組織・団体の維持や行政の支援継続の手段化し、自治会活動では「協働」の名においてたくさんの行政機関から対応しきれない大量の要求が降りてきて自主活動に支障がある実態にあることが市民活動や自治会活動の現場から指摘できます。実態を調べ、これが「協働」の正しい姿なのか再度議論していただくことを要請します。

3 見直し期間に規定は情勢編変化に対応できない

江別市自治基本条例第29条の見直し期間の規定は、4年に1回の検討ですが、市長の任期途中の退任・選挙、議会の解散・選挙、市町村合併のような重要な転換に対応できないと考えられます。必要な場合はこの見直し期間にかかわらず見直しができる規定が必至です。

4 「総合計画」の進行状況の市民提供を強化

第6次江別市総合計画の策定においては「協働」「市民参加」が大きな前進を見たが、進行状況を市民に分かりやすく提供する取り組みが行われているか疑問。一定の策定経過年数による見直しだけでなく、常に市民に進行状況を提供する必要があり、「情報を市民にわかりやすく提供するものとする。」の規定は「進行状況の情報を常にわかりやすく提供しなければならない。」の積極的、義務的な規定にする必要があります。

5 全面的な「行政評価」が必要

現在実施されている行政評価は、対象が総合計画の戦略プロジェクトの事業に限定されており、事業を限定していない江別市自治基本条例第15条との齟齬があるので、市のすべての事業を行政評価の対象とすることを明確にした規定に改める必要があります。特に公共インフラの整備、上下水道やごみ処理、介護や健康保険、教育など市行政の基幹事業が行政評価の対象外であることは市民として看過できません。再度の検討を要請します。

6 「行政手続」は公正と透明性の向上を

江別市自治基本条例の制定以前に定められた「江別市行政手続条例」では、自治基本条例の基本理念である「協働」「市民参加」「外部評価」「透明性」について明確でないと指摘できるので、行政手続条例の運用実態を確認した検討をお願いしたい。

また、自治基本条例第18条第1項の「…関する手続きを定めるものとする。」は「定めなければならない。」に改め、行政手続きにおける公正の確保、透明性の向上について市長の責務を明確にする必要があります。

7 「市民参加」のあり方は実態を踏まえて十分な検討を

江別市自治基本条例第24条の「市民参加」から、派生して制定された「市民参加

条例は平成 27 年の施行以来問題が多い運用が目立ちます。

まず、審議会等への市民参加ですが、委員の市民公募では、審議会の目的、審議事項、構成、規模の違いにかかわらず、ほとんどの審議会等で、「男女各 1 名」とする画一的な公募と選考が行われ、市民の参加が制約されており、この自治基本条例検討委員会も例外ではありません。

また、市長が関係機関団体等に推薦を依頼する委員においては、市の事務当局の恣意的、意図的なものが目立ち、市の補助金の交付先や業務委託先の構成割合が非常に大きいのが実情で、この自治基本条例検討委員会も同様と言えます。

さらに、委員等の兼職についても公募委員については応募の時から 3 件以上の兼職を認められませんが、公募以外の委員については規則で例外規定を設け事実上の制限はありません。こうした運用が市民参加を大きく制約し、市に迎合的な意見も多くなり、市民の参加と意見をゆがめていることは否めません。

次に、市民参加条例で拡大したパブリックコメントは、意見を提出した市民の質問や反論、説明要求は一切認められず、市当局による一方的な判定と意向が公表され、都合の良いところだけを市民参加として利用している事例も多いといえます。

以上の 2 点は、市民参加の根幹にかかわる問題であり、自治基本条例・市民参加条例の理念が市民参加の場で活かされておらず、両条例を統括指導を担当する部署でも担当する部署の判断として回避し、機能しておりません。

こうした実態を把握し、自治基本条例と市民参加条例の運用について「市民参加」について十分な検討が行われ、条例の理念が市民参加の場において適切に活かされるようを切望します。

平成 28 年 11 月 15 日

江別市自治基本条例検討委員会委員長 石黒匡人 殿

意見・要望提出者

住所 江別市

氏名 中井和夫

連絡先 電話

携帯